



長野県報

4月25日(木)
令和6年
(2024年)
第503号

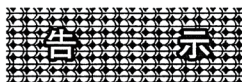
目次

告示

| | |
|---|---|
| 事務処理規則に基づく地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等の指定(人事課)..... | 1 |
| 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課)..... | 1 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課)..... | 2 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)..... | 3 |
| 広域連合の規約の変更の許可(2件)(市町村課)..... | 3 |
| 政治資金規正法に基づく政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない 団体(選挙管理委員会)..... | 4 |
| 地方自治法に基づく包括外部監査の事務の補助について(監査委員事務局)..... | 4 |

公告

| | |
|-----------------------------------|----|
| クリーニング師試験の実施(食品・生活衛生課)..... | 5 |
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課)..... | 6 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定(財産活用課)..... | 6 |
| 土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)..... | 7 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(4件)(農地整備課)..... | 7 |
| 土地改良区連合役員の就任の届出(農地整備課)..... | 9 |
| 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)..... | 10 |



長野県告示第259号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の規定に基づき、令和6年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

令和6年4月25日

長野県知事 阿部 守一

ワイン提供機器整備支援事業補助金交付要綱(令和6年4月16日付け6山観第12号観光スポーツ部長通知)の規定に基づく補助金

人事課

長野県告示第260号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定します。

令和6年4月25日

長野県知事 阿部 守一

- 土地の区域(形質変更時要届出区域)
飯田市大休1879番14の一部

- 2 土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
シアン化合物

水大気環境課

長野県告示第261号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年4月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第262号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年4月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
塩尻市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第263号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年4月25日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第264号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、令和6年4月16日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和6年4月25日

長野県知事 阿部 守一

| 売りさばき人の氏名（名称） | 住所 | 売りさばき場所 |
|------------------|----------------|--------------------------------|
| セブンイレブン 塩尻片丘店 | 長野県塩尻市片丘7566-2 | 長野県塩尻市片丘7566-2 セブンイレブン塩尻片丘店 |

会計課

長野県諏訪地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和6年3月25日付けで諏訪広域連合の規約の変更を許可しました。

令和6年4月25日

長野県諏訪地域振興局長 竹花 顕宏

市町村課

長野県長野地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和6年3月27日付けで長野広域連合の規約の変更を許可しました。

令和6年4月25日

長野県長野地域振興局長 坪井 俊文

市町村課

選告示第3号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和6年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。

令和6年4月25日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

| 名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|--------------|--------|----------|-----------------|
| 青木正道君を励ます会 | 長島 克己 | 青木 律子 | 中野市江部1011-1 |
| 池田の未来を考える会 | 窪田 明彦 | 吉田 裕一 | 北安曇郡池田町池田1142-2 |
| 小笠原さだずみ後援会 | 小笠原 貞純 | 小笠原 宗数 | 松本市里山辺909-6 |
| 小坂井二郎後援会 | 藤原 信一 | 倉島 文 | 上田市中之条118-10 |
| さいとう紳吾後援会 | 田子 公彦 | 橋本 淳一 | 須坂市日滝1162-4 |
| 橘由香里後援会 | 橘 由香里 | 橘 由香里 | 木曾郡木曾町福島5300-1 |
| 長野県地域成長戦略研究会 | 佐藤 環 | 佐藤 環 | 飯田市上郷黒田5530 |
| なるせたく後援会 | 渡部 昭和 | 谷藤 寿子 | 上田市材木町2-5-10 |
| 山田壽後援会 | 山田 壽 | 山田 壽 | 東筑摩郡筑北村坂井1453 |

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年4月25日

長野県監査委員 増田 隆志
同 青木 孝子
同 柄澤 千恵子
同 依田 明善

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|------|---------------------------------|
| 宮本和之 | 東京都日野市大字上田255番地の13 |
| 内野恵美 | 東京都練馬区豊玉中2丁目10番8号 ファミリーユ豊玉501号室 |
| 豊島成彦 | 東京都江東区亀戸5丁目17番4号 |
| 作本 遠 | 東京都江東区大島1丁目8番23-1003号 |
| 川崎要介 | 長野県松本市庄内2丁目7番32号 サーパスシティ庄内804 |
| 高頭貴之 | 東京都杉並区阿佐谷北1丁目8番15号 |

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和6年4月12日から令和7年3月31日まで

監査委員事務局